

公立大学法人横浜市立大学学術機関リポジトリ要綱

制 定 平成 26 年 4 月 1 日
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 横浜市立大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、横浜市立大学（以下「本学」という。）において生産された教育・研究・診療の成果（以下「成果物」という。）を電子的な形態によって蓄積し、本学内外に無償で提供することにより、教育・研究・診療活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的とする。

(管理運用)

第2条 リポジトリの管理及び運用は学術情報センター（以下「センター」という。）において行う。

(登録者)

第3条 リポジトリに成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍し、又は在籍したことがある教職員・学生
- (2) 前号に掲げる者の他、学術情報センター長（以下「センター長」という。）が適當と認めた者

(登録対象)

第4条 リポジトリの登録対象となる成果物は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本学の教育・研究・診療活動における成果・資源等であること。
- (2) 登録者自らが作成し、又は作成に関わった成果物であること。
- (3) 電子的フォーマットで作成されていること。
- (4) ネットワークを通じて配信できること。
- (5) 公開にあたって、法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上問題が生じないものであること。

2 前項第1号に定める「本学の教育・研究・診療活動における成果及び資源等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 各種研究プロジェクトにおける研究成果
- (2) 各種科学研究費補助金を受けた研究による成果
- (3) 学術雑誌に掲載された論文
- (4) 本学が学位を授与した学位論文
- (5) 本学の紀要類に掲載された論文
- (6) 「公立大学法人横浜市立大学研究データ管理・公開ポリシー」で定める「研究データ」
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センター長がリポジトリに登録することが適當と認めたもの

(成果物の登録)

- 第5条 リポジトリへの成果物の登録は、成果物の作成に関わった者が行う。
- 2 リポジトリに成果物を登録する作業は、センター及び各成果物の所管部署が代行できる。
 - 3 リポジトリに成果物の登録作業を行う者は、センターが指定する申請書をセンターにリポジトリ担当に提出するものとする。

(登録された成果物の利用)

- 第6条 センターは、リポジトリに登録された成果物をネットワークを通じて不特定多数に無償で公開する。
- 2 センターは、成果物をリポジトリに登録し、及び保存し、並びにリポジトリの冗長性及び可用性を維持するために必要な範囲で複製することができる。
 - 3 センターは、リポジトリに登録された成果物の利用について、次の各号を遵守する。
 - (1) 前2項に掲げる利用方法以外による利用は行わない。
 - (2) ネットワークを通じて成果物を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう周知する。

(成果物の著作権と利用許諾等)

- 第7条 登録者は、成果物の著作権について自己に属する範囲において、センターに対し、前条第1項及び第2項に掲げる利用及び複製を無償で許諾する。
- 2 登録者は、成果物の著作権の全部又は一部が登録者以外に属する場合は、センターに対し、前条第1項及び第2項に掲げる利用及び複製を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。ただし、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合には、これを要しない。
 - 3 成果物の著作権は、成果物がリポジトリに登録されることにより、本学に移転されることはない。

(登録の削除)

- 第8条 センター長は、リポジトリに登録された成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、登録された成果物の一部又は全部を削除することができる。
- (1) 登録者から削除の申請があった場合
 - (2) 成果物が撤回された場合
 - (3) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害し、又は社会的に著しく不適切な内容を含むと認められる場合

(免責事項)

- 第9条 センターは、リポジトリに登録された成果物の登録及び公開並びに利用によって生じたいかなる損害についても、一切その責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。